

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、アメリカ合衆国による相互関税等への対応についてであります。

ものづくり産業を核とする本県経済への多大な影響が懸念されますことから、先月 7 日に資金繰り等に関する特別相談窓口を設置したほか、商工団体や金融機関等を構成員とする連絡会議を開催し、情報の共有と県内中小企業等のニーズを把握しながら対応することを確認したところであります。

引き続き、国の交渉状況等を注視するとともに、関係機関と連携を図りながら、県内中小企業等の支援に取り組んで参ります。

次に、計画期間の最終年度を迎えた「とちぎ未来創造プラン」及び「とちぎ創生^{いちご}15 戦略（第 2 期）」につきましても、総仕上げの年です。ありますことから、全庁を挙げて、それぞれのプロジェクトと戦略に掲げた施策を積極的に推進して参ります。

あわせて、両計画を一本化する次期プランの策定を進めているところであり、引き続き、県議会をはじめ、県民、市町、有識者等から御意見を伺うとともに、国が掲げる「地方創生 2.0」基本構想策定の動向も踏まえながら、県民誰もが未来に夢や希望を抱くことのできる栃木づくりに向け、重点的に取り組む施策等について検討して参ります。

また、喫緊の課題である人口減少問題の克服に向け、先月、官民連携による「栃木県人口未来会議」を設置いたしました。

8 月を目途に、全県一丸となって達成を目指す目標を宣言としてと

りまとめるとともに、御意見等を次期プランに反映し、オール栃木体制で人口減少対策に取り組んで参ります。

次に、大阪・関西万博につきましては、「いのち共創 - MIRAI TOCHIGI」をテーマに、来月27日から29日までの3日間の出展に向け、最終準備を進めているところであります。

デジタル技術を活用した参加型・体験型の展示を行うことにより、国内外から訪れる多くの来場者に栃木県の魅力を効果的に発信し、本県の認知度向上やインバウンド拡大等につなげて参ります。

次に、本年9月に開催される東京2025世界陸上競技選手権大会に向け、ハンガリー選手団が県総合運動公園で事前キャンプを行うこととなりました。

ハンガリーとは、2015年の世界陸上北京大会及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプや文化イベント等を通じて交流を深めてきたところであり、今回の東京2025世界陸上におきましても、選手団がその実力を十分に発揮できるよう、地元宇都宮市や関係団体等と連携し、受入れに万全を期して参ります。

次に、日光杉並木街道植樹 400年プロジェクトについてであります。

植樹開始から 400年の節目を迎えた本年を契機として、来月15日の県民の日記念イベントでの展示をはじめ、秋には、地元日光市において記念シンポジウムやウォークラリーイベントを開催し、本県が世界に誇る日光杉並木街道の魅力発信や保護の機運醸成を図って参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例4件、その他の議案

9 件の計14件であります。このほか報告 1 件であります。

まず、第 1 号議案の一般会計補正予算は、高等学校等就学支援金制度において所得制限を受ける世帯の生徒を対象として支援金を支給するとともに、周産期・小児医療提供体制の確保に向けた医療機関への支援を行うこととして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、11億 8,895万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、9,253億 8,895万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金を充てることといたしました。

第 2 号議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図ること等のため、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正するものであります。

第 3 号議案は、建築士事務所登録申請手数料の額を改定するため、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第 4 号議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、障害福祉サービスとして就労選択支援が創設されること等に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するものであります。

第 5 号議案は、栃木県県民の森のキャンプ施設の整備に伴い、当該施設の利用料金の基準額を改定すること等のため、栃木県県民の森条例の一部を改正するものであります。

第 6 号議案は、栃木県人事委員会委員井澤晃太郎氏の任期が来る 7

月14日に満了いたしますので、その後任として茂呂和巳氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第7号議案から第9号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第10号議案及び第11号議案は工事請負契約の締結について、第12号議案は工事請負変更契約の締結について、第13号議案及び第14号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。